

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 本規則は、特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」）定款第 3 条に規定する目的を達成し、同第 5 条第 2 号に掲げる包括的な支援体制の構築及び同条第 5 号に掲げる災害時の支援並びに防災及び減災に関する活動を具現化するため、釧路災害時多職種連携相互受援基金（愛称「くくる未来基金」。以下「本基金」）の管理及び運営について必要な事項を定める。

### (理念)

第 2 条 本基金は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく助成事業により構築された多職種連携組織を、助成終了後も地域社会の共有財産として維持・発展させるための資金的基盤とする。

2 本基金は、災害等の有事において、保健医療福祉の専門職が相互受援の精神に基づき、職能の継続性を維持し、地域住民への支援を停滞させることなく遂行できる体制を確保することを目的とする。

## 第 2 章 基金の構成と管理

### (基金の構成)

第 3 条 本基金は、次の各号に掲げる資金をもって構成する。

- (1) 本基金の趣旨に賛同する個人、法人及び団体からの寄附金
- (2) 本基金から生じる運用益
- (3) その他、理事会が本基金に組み入れることを決議した資金

### (資産の管理及び区分経理)

第 4 条 本基金の資産は、定款第 40 条に基づき理事長が管理し、本法人の通常の運営資金と厳格に分離して区分経理を行わなければならない。

2 本基金の資産は、原則として本基金専用の銀行口座において管理し、第 6 条第 2 号に定める第 2 段階に移行した資産については、貸借対照表において「特定資産」として計上するものとする。

### (管理運営費)

第 5 条 本基金の広報、寄附募集、審査及び事務管理に要する経費として、受領した寄附金の 100 分の 15 を管理運営費として一般会計へ繰り入れるものとする。

2 前項の比率は、社会情勢の変化等により必要が生じた場合、理事会の議決を経て、100 分の 10 から 100 分の 25 の範囲内で変更することができる。

## 第 3 章 基金の運用段階

### (活用の段階性)

第6条 本基金は、本法人の自立的な運営及び連携組織の維持を確実にするため、以下の2段階をもって運用する。

- (1) 第1段階（事業完遂及び自己負担金確保期間） 休眠預金等活用事業の最終年度における、当該事業の継続に必要な自己負担金（助成金以外に本法人が拠出すべき資金等）として、100万円を上限に当該年度の事業費に充当する。
- (2) 第2段階（恒久積立期間） 前号の充当完了後に受領する寄附金については、将来の有事及び連携維持に備えた特定資産として積み立て、次条に定める用途に運用する。

#### 第4章 事業の実施及び決定

（支援対象事業）

第7条 第2段階に移行した本基金は、次の各号に掲げる事業に充当する。

- (1) 釧路地域における大規模災害の被害軽減を目的とした防災及び減災に関する事業
- (2) 災害時において、多職種連携組織が釧路地域又は他地域の被災地にて実施する相互受援及び救援活動に係る直接経費
- (3) 災害支援に従事する専門職の心身の健康維持及び活動継続を可能にするための支援事業
- (4) 平時における多職種間の連携強化、合同訓練、及び地域住民への啓発活動
- (5) その他、第2条の理念に合致すると理事会が認めた事業

（給付の決定）

第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否及びその額を決定するものとする。

- 2 決定にあたっては、その支援が冬の災害時における孤立の防止及び多職種の連携の強化に寄与する度合い（社会的な成果の重要性）を考慮しなければならない。

（透明性の確保及び公開）

第9条 理事長は、毎事業年度における本基金の受入実績及び活用状況について、監事の監査を経た上で、定款第52条に基づき速やかに本法人のホームページ等において公開しなければならない。

- 2 前項の公開には、収支報告に加え、助成先の選定基準、選定理由及び当該事業による社会的な成果（支援による受益者の状況の変化、連携の進捗及び地域課題の解決状況などの事実の特定とその価値の判断）に関する報告を含めるものとする。

#### 第5章 認定特定非営利活動法人格の取得及び更新

（市民参画の促進及び実績の適正管理）

第10条 本基金の募集及び管理にあたっては、将来の認定特定非営利活動法人格の取得及びその更新を目的とし、広く市民の参画を促すことで本法人の公的な信頼基盤を恒久的に確立しなければならない。

- 2 寄附者一人ひとりの参画は、本法人の公益性を証明する重要な意志表明として位置づけ、実績判定基準の充足状況を毎事業年度ごとに検証・管理し、格付の維持に万全を期さなければならない。

## 第6章 雑則

### (評価の結果の活用)

第11条 理事会は、第8条及び第9条の評価の結果に基づき、本基金の運用方法や本規則の内容について必要な見直しを行い、事業の社会的な価値の向上に努めるものとする。

### (基金の廃止及び残余財産の帰属)

第12条 本基金は、本法人の解散又は理事会の決議により廃止することができる。

2 基金廃止時における残余財産は、定款第50条の規定に基づき、理事会及び総会の決議を経て、本基金の目的に近似する活動を行う他の特定非営利活動法人等に譲渡するものとする。

### (委任)

第13条 本規則の施行に関し必要な細則は、定款第53条に基づき、理事会が別に定める。

#### 附 則

1 本規則は、2026年6月1日より施行する。

2 本規則施行時における第1段階の目標額は100万円とし、これを達成した後の最初の理事会において、第2段階への移行を確認するものとする。